

Go To トラベル事業一時停止につきまして

令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）まで、全国において、Go To トラベル事業の適用が一時停止されているところですが、この緊急事態宣言の発令を受け、全国的な旅行に係るキャンペーンの取り扱いについて、一時停止措置が延長されることとなりました。

1. 緊急事態宣言に伴う全国的な旅行の取り扱いについて

新規予約、既存予約を問わず、全国的において、1月12日（火）から2月7日（日）までの間、Go To トラベル事業の適用は一時停止されます。

*2月1日（月）以降のご宿泊については、従来よりGo To トラベルキャンペーンの対象となっておりません。

2. キャンセルの取扱い

既存予約（1月7日（木）18時までに申込されていた、Go To トラベルキャンペーンを適用した宿泊予約）について、12月14日（月）18時から1月17日（日）までの間、無料で取消可能です。Go To トラベルキャンペーン停止により、旅行、宿泊を取り止める場合、ホテルへ直接ご予約の方はホテル宿泊予約担当者へ、インターネットサイトからのご予約はお申込みのインターネットサイトから、旅行社からご予約の場合は、ご予約担当窓口へ、ご宿泊開始日前に、お取り消しのお手続きを賜りますようお願いいたします。

★Go To トラベル事業一時停止の詳細につきましては下記リンク先をご参照ください。

[>> 「緊急事態宣言に伴う全国的な旅行に係るGo To トラベル事業の取扱いについて」](#)

上記内容は、国土交通省観光庁の発信情報に準じて内容が変更になる場合がございます。予めご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

神戸 西神オリエンタルホテル 支配人